一六―〇―六二　人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則　一　226　三〇

一六―二―一五　人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部を改正する人事院規則　一　226　三一

一四―五―五　人事院規則一四―五（公選による公職）の一部を改正する人事院規則　二八　245　一六

一〇―四―二四　人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則　三〇　九

一六　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則　二　227　四

一七　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則　二　227　二八

七　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則　五　二

告示

三四九　災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件　一　四

三五〇―地域再生計画を認定した件　八　一

三七八―地域再生計画の変更を認定した件　八　四

三八三　特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示　三〇　九

三一　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件　五　228　一

三二　〃　一六　237　六

三三　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件　一六　237　九

三四　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　三〇　247　二二

三五　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件　三〇　247　二二

三六　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき国際テロリストを指定する件　三〇　247　二三

○特定個人情報保護委員会

三　特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の一部を改正する件　五　二

○金融庁

七三　保険業法第二百九条の規定による届出に関する件　二　七

七四　保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件及び保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件　八　231　五

七五　損害保険料率算出団体に関する法律第十条の五第六項の規定に基づき地震保険基準料率を告示する件　二九　246　一六

○総務省

三四七　元売業者を指定した件　一　四

三四八　住民基本台帳カードに関する技術的基準の一部を改正する件　一　四

三四九　住民基本台帳カードに関する技術的基準を廃止する告示　一　四

三五〇　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第四条第一号の規定に基づき総務大臣が定める情報を定める件　一　四

三五一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第二十条ただし書の規定に基づき総務大臣の定める方法を定める件　一　四

三五二―電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準の一部を改正する件　一　226　三二

三五四　通信品質の測定条件を定める件の一部を改正する件　一　226　三三

三五五　特定国外派遣組織を指定する件　九　二　226　三五

三五六―予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村等であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件の一部を改正する告示　一三　二

三六二　公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの全部を改正する件　一五　236　一

三六三　タ張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件　一九　238　一

三六四　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件　二〇　二

三六五　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件　二〇　二

三六六　衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件　二〇　二